

住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定に基づき、次の者の住民票を職権で処理しましたが、事件本人に通知することが困難なため、同条第4項の規定により公告します。

令和8年8月31日

京都市伏見区長 土橋 聡憲

住民票上の氏名	住民票上の住所	職権処理の内容	処理年月日
米澤 ちどり	京都市伏見区横大路長畑町 60番地11	実態調査に基づく職権 消除	令和8年8月25日
前田 一樹	京都市伏見区東浜南町66 9番地2	実態調査に基づく職権 消除	令和8年8月25日
成澤 泰子	京都市伏見区桃山町大島8 5番地の3	実態調査に基づく職権 消除	令和8年8月25日

(伏見区役所市民総合窓口室戸籍住民担当)